宮崎県
Miyazaki Prefecture

HP　LINE　X



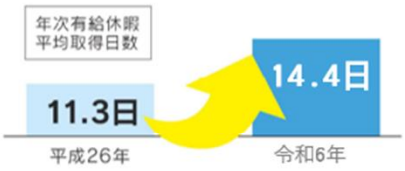
1 業種：官公庁

2 職員数：約17,000人

3 職種：一般行政、警察行政、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、畜産、林業、水産、管理栄養士、保健師 など

ワークライフバランスの推進

［年次有給休暇］
年次有給休暇は1年につき**20日**(4月に入庁した年は15日)あり、残日数がある場合、一定の範囲内で翌年に繰り越すことができます(繰越後最大40日)。
年次有給休暇平均取得日数は、知事部局で14.4日となっています(令和6年度)。
県では**16日の平均取得日数を目標**としています。



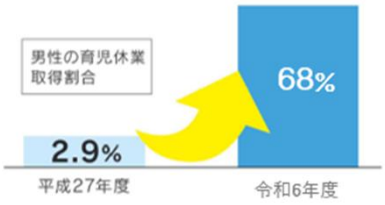
［時差出勤］
育児・介護を行う職員を含む全ての職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、午前8時30分の始業開始時刻を**前後30分又は1時間ずらす時差出勤制度**を設けています。

［在宅勤務］
職員の柔軟な働き方の実現によるワーク・ライフ・バランスの向上を進めていくため、**月5回を上限として在宅勤務が実施できる制度**を設けています。

［出産休暇］
出産休暇は**産前8週間、産後8週間取得**が可能で、100%取得されています。また、男性職員が取得できる配偶者出産休暇は、配偶者の入院等の日から出産後2週間まで、3日以内で取得できます。

［育児参加休暇］
育児参加休暇は男性職員のみ取得可能で、配偶者の出産8週間前から、出産1年後までにその出産の子又は小学校就学前の子どもを養育する場合、**5日以内で取得**でき、81.5％の職員が取得しています(令和6年度)。

［育児休業］
育児休業は**3歳未満の子どもを養育する場合取得**できます。配偶者の就業状況にかかわらず取得可能です。女性は100%、男性は68％取得しています(令和6年度)。



［その他の休暇等］
- **夏季休暇**(5日)・**結婚休暇**(7日以内)・**生理休暇**(その都度必要と認められる日で、継続した2日以内)・**妊娠中の通勤緩和休暇**(1日1時間以内)・**妊娠障害休暇**(妊娠中7日以内)・**出生サポート休暇**(不妊治療に係る通院等のための休暇、年5日(体外受精及び顕微受精の場合は10日))
- **保健指導休暇**(その都度必要と認められる時間)
- **育児・介護を行う職員の深夜勤務の免除**
- **子の看護休暇**(中学校就学前の子を看護する場合、年5日以内(子が2人以上の場合は10日以内))
- **育児時間**(子が1歳に達するまで、1日1時間以内)

小学校就学前の子を養育する場合
- **育児短時間勤務**(勤務時間を1日3時間55分(週19時間35分)等に短縮)
- **育児部分休業**(1日の勤務時間の一部(2時間まで)を勤務しないことが可能)
- **時間外勤務制限・免除**(3歳未満の子を養育する場合又は、父母等を介護する場合)

父母等を介護する場合
- **短期介護休暇**(年5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内))
- **介護休暇**(通算6月内で必要と認められる期間(最大3回まで分割取得可))
- **介護部分休暇**(3年の期間内において1日につき2時間以内)

求める人材



こんな人材を求めています！！

- 人間性豊かで魅力ある人材
- チャレンジ精神や成長意欲を持った人材
- 深い郷土愛を持ち、地域に根差した人材

厚生労働省
宮崎労働局

こちらの企業が気になった方は、是非ブースまでお越しください！